平成13年(行ケ)第562号 特許取消決定取消請求事件(平成15年1月27 日口頭弁論終結)

> 判 株式会社河合楽器製作所 訴訟代理人弁理士 誠 原 郎 被 告 特許庁長官 \blacksquare 太 指定代理人 樫 泰 子 白 隆 村 Ш 同 林 雄 同 小 信 高 橋 史 同 泰 宮 Ш 同

特許庁が平成11年異議第73169号事件について平成13年10 月18日にした決定を取り消す。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

主文と同旨

- 当事者間に争いのない事実
 - 特許庁における手続の経緯
- (1) 原告は、名称を「音楽情報処理装置及び音楽情報処理方法」とする特許第 2859756号発明(平成3年6月21日特許出願,平成10年12月4日設定 登録。以下「本件発明」といい,その特許を「本件特許」という。)の特許権者で ある。

その後、本件特許につき特許異議の申立てがされ、同申立ては、平成11 年異議第73169号事件として特許庁に係属した。原告は、平成12年6月6 日、本件特許出願の願書に添付した明細書(以下「本件明細書」という。)の特許 請求の範囲の記載について訂正の請求(以下「本件訂正請求」という。)をした。 特許庁は、上記事件につき審理した結果、平成13年10月18日、「特許第28 特許庁は、上記事件につき審理した結果、平成13年10月18日、「特許第28 59756号の請求項1ないし2に係る特許を取り消す。」との決定(以下「本件 決定」という。)をし、その謄本は、同年11月17日、原告に送達された。

- (2) 原告は、同年12月11日、本件決定の取消しを求める本件訴えを提起し た後、平成14年11月7日、本件明細書の特許請求の範囲及び発明の詳細な説明 の記載の訂正(以下「本件訂正」という。)をする訂正審判の請求をし、特許庁 は、同請求を訂正2002-39238号事件として審理した結果、同年12月1 7日、本件訂正を認める旨の審決(以下「訂正審決」という。)をし、その謄本 は、同月28日、原告に送達された。 2 本件明細書の特許請求の範囲の記載
 - - 登録に係るもの

【請求項1】楽譜の各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンを表示手 段に表示する手段と

この表示手段に表示される表示用のグラフィックパターンの表示座標に対 応させて、上記各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンの音楽的意味を示す 音楽記号情報を記憶する手段と、

この記憶されている音楽記号情報を順次サーチして,このサーチされた音 楽記号情報を、上記表示座標に基づいて楽譜の先頭から順番に演奏順に整理し、発 音のための演奏情報として出力する手段とを備えたことを特徴とする音楽情報処理 装置。

【請求項2】楽譜の各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンを表示手 段に表示させ、

この表示手段に表示される表示用のグラフィックパターンの表示座標に対 上記各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンの音楽的意味を示す 応させて, 音楽記号情報を記憶する手段に対し

この記憶されている音楽記号情報を順次サーチさせて、

このサーチされた音楽記号情報を、上記表示座標に基づいて楽譜の先頭か ら順番に演奏順に整理させ、発音のための演奏情報として出力させることを特徴と する音楽情報処理方法。

(2) 本件訂正請求に係るもの(訂正部分には下線を付す。)

【請求項1】楽譜の各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンを表示手 段に表示する手段と

この表示手段に表示される表示用のグラフィックパターンの表示座標に対 応させて、上記各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンの音楽的意味を示す 音楽記号情報を記憶する手段と.

<u>上記楽譜の五線の先頭の表示座標と末尾の表示座標とを発生する手段と</u> この発生された五線の先頭の表示座標から末尾の表示座標にかけて、 五線以外の上記記憶されている音楽記号情報を順次サーチする手段と、

このサーチされた<u>五線以外の</u>音楽記号情報を,上記表示座標に基づいて<u>上</u> <u>記五線の</u>先頭から<u>末尾にかけて</u>順番に演奏順に整理し、発音のための演奏情報とし て出力する手段とを備えたことを特徴とする音楽情報処理装置。

【請求項2】楽譜の各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンを表示手 段に表示させ、

この表示手段に表示される表示用のグラフィックパターンの表示座標に対 、上記各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンの音楽的意味を示す 応させて 音楽記号情報を記憶する手段に対し

上記楽譜の五線の先頭の表示座標と末尾の表示座標とを発生させ

<u>この発生された五線の先頭の表示座標から末尾の表示座標にかけて</u> 五線以外の上記記憶されている音楽記号情報を順次サーチさせ

このサーチされた<u>五線以外の</u>音楽記号情報を,上記表示座標に基づいて<u>上</u> <u>記五線の</u>先頭から<u>末尾にかけて</u>順番に演奏順に整理させ,発音のための演奏情報と して出力させることを特徴とする音楽情報処理方法。 (3) 本件訂正に係るもの(訂正部分には下線を付す。)

【請求項1】任意に指定された表示座標及び任意に指定された長さに対応した楽譜の複数の五線の表示用のグラフィックパターンを表示手段に表示するととも _楽譜の<u>五線以外の</u>各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンを当該表示手 段に表示する手段と、

この表示手段に表示される表示用のグラフィックパターンの表示座標に対応させて、上記各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンの音楽的意味を示す 音楽記号情報を記憶する手段と

上記表示手段の中で上記五線をサーチするために指定された五線範囲の中 で、複数の五線を順次サーチし、このサーチされた複数の五線を演奏順に整理し、この演奏順の情報と当該五線の上記表示座標とを対応づけて記憶するとともに、上記サーチされた五線が連結五線であれば連結五線であることを示す情報も併せて記 <u>能する手段と</u>

<u>上記各五線ごとに、当該五線を含み、この五線の前、後、上、下に所定の寸法を有する五線エリアを設定し、この設定された五線エリアの大きさを記憶する</u>

<u>の記憶された大きさの五線エリア内の当該五線以外の上記記憶され</u>てい る音楽記号情報を順次サーチして、このサーチされた<u>五線以外の</u>音楽記号情報を 上記表示座標に基づいて順番に演奏順に整理し、発音のための演奏情報として出力 し、これらのサーチ、整理及び出力を上記演奏順に整理された他の五線についても 順次繰り返して、上記五線の演奏順に当該演奏情報を整理し、当該五線が上記連結 <u>五線であることを示すデータを有していれば、この連結五線の音楽記号情報については並行して演奏されるように演奏情報を整理し、出力するとともに、設定されたテンポ及び設定された音色で当該演奏情報を出力</u>する手段とを備えたことを特徴とする音楽情報処理装置。 <u>ノハスリ版へ</u> る音楽情報処理装置。

(清末項2) <u>任意に指定された表示座標及び任意に指定された長さに対応した楽譜の複数の五線の表示用のグラフィックパターンを表示手段に表示させるとともに、楽譜の五線以外の</u>各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンを<u>当該</u>表示 <u>手段に</u>表示させ,

この表示手段に表示される表示用のグラフィックパターンの表示座標に対 上記各種音楽記号の表示用のグラフィックパターンの音楽的意味を示す 応させて, 音楽記号情報を記憶する手段につき

上記表示手段の中で上記五線をサーチするために指定された五線範囲の中 複数の五線を順次サーチさせ、このサーチされた複数の五線を演奏順に整理 この演奏順の情報と当該五線の上記表示座標とを対応づけて記憶させるととも 上記サーチされた五線が連結五線であれば連結五線であることを示す情報も併 <u>せて記憶させ.</u>

上記各五線ごとに、当該五線を含み、この五線の前、後、上、下に所定の 寸法を有する五線エリアを設定させ、この設定された五線エリアの大きさを記憶さ せ、

この記憶された大きさの五線エリア内の当該五線以外の上記記憶されている音楽記号情報を順次サーチさせて、このサーチされた五線以外の音楽記号情報を、上記表示座標に基づいて順番に演奏順に整理させ、発音のための演奏情報として出力させ、これらのサーチ、整理及び出力を上記演奏順に整理された他の五線についても順次繰り返しさせて、上記五線の演奏順に当該演奏情報を整理させ、当該五線が上記連結五線であることを示すデータを有していれば、この連結五線の音楽記号情報については並行して演奏されるように演奏情報を整理させ、出力させるとともに、設定されたテンポ及び設定された音色で当該演奏情報を出力させることを特徴とする音楽情報処理方法。

3 本件決定の理由の要旨

第3 原告主張の決定取消事由

本件決定が、本件発明の要旨を登録に係る本件明細書の特許請求の範囲記載のとおりと認定した点は、訂正審決の確定により特許請求の範囲が上記のとおり訂正されたため、誤りに帰したことになる。本件決定は本件発明の要旨の認定を誤った違法があり、取り消されなければならない。

第4 被告の主張

訂正審決により本件明細書の特許請求の範囲が上記のとおり訂正されたこと は認める。

第5 当裁判所の判断

訂正審決により本件明細書の特許請求の範囲が上記のとおり訂正されたことは当事者間に争いがなく、本件訂正によって、本件明細書の特許請求の範囲は減縮されたことが明らかである。

そうすると、本件決定が本件発明の要旨を登録に係る本件明細書の特許請求 の範囲記載のとおりと認定したことは、結果的に本件発明の要旨の認定を誤ったこ ととなり、この誤りが本件決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、本 件決定は取消しを免れない。

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用は、原告の申立て等本件訴訟の経過にかんがみ、原告に負担させることとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	岡	本		岳
裁判官	長	沢	幸	男